



2019年7月26日

各位

会社名 株式会社 群馬銀行  
代表者名 代表取締役頭取 深井彰彦  
(コード番号 8334 東証第1部)  
問合せ先 常務執行役員総合企画部長 内堀剛夫  
(TEL 027-252-1111)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

株式会社群馬銀行(頭取 深井 彰彦)は、2019年7月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元方針に基づき、株主の皆さまへの利益還元の充実に図るため。

2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類  | 普通株式  |
| (2) 取得する株式の総数  | 8,000,000株(上限)<br>(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.87%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 30億円(上限)  |
| (4) 取得期間       | 2019年8月2日～2019年9月13日                            |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付                                 |

(ご参考)

2019年6月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	426,822,708株
自己株式数	27,065,469株

以上

本件に関するお問い合わせ先  
総合企画部 経営管理室 西村  
TEL 027-254-7055